

特別児童扶養手当

これらの手当を受けるには申請が必要です。

特別児童扶養手当

【問い合わせ】社会福祉課☎内線1711



精神、知的または身体障害等のある20歳未満の児童を家庭において監護している父または母もしくは父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給します。

●支給対象となる児童

◆手帳等による等級の目安

特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当2級
◆身体障害者手帳がおおむね1・2級 (内部的疾患は例外があります)	◆身体障害者手帳がおおむね3級 (内部的疾患は例外があります)
◆療育手帳の判定が㉠・A	◆療育手帳の判定がおおむねB
◆精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級	◆精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

※ただし、次の場合は受給する資格がありません。

- ①児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害による公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設に入所しているとき(親子入所を除く)

●手当の額

認定請求をした日の属する月の翌月分より支給されます。

等級	月額(児童1人につき)
1級	51,700円
2級	34,430円

【支払日】

- ◆4月期…4月10日(12~3月分)
- ◆8月期…8月9日(4~7月分)
- ◆12月期…11月11日(8~11月分)

※11日が土日曜日・祝日の場合は、その前営業日となります。

●所得制限

◆所得制限限度額表

扶養親族の数	請求者(本人)	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

請求者(本人)や配偶者および扶養義務者の方の所得が限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が支給停止となります。

手続き方法

手当を受けるためには、次の書類を添えて申請してください。知事の認定を受けることにより、県から手当が支給されます。

【受付場所】

社会福祉課窓口

①請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)

②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

※①および②は交付後1カ月以内のものを添付してください。

③特別児童扶養手当認定診断書

※所定の診断書は社会福祉課にあります。
※診断日から2カ月以内のものを添付してください。
ただし、次の場合は診断書の添付を省略できる場合がありますので窓口にご連絡ください

④その他必要な書類

◆金融機関通帳

※必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。
児童の口座には振り込みできません。

◆マイナンバーのわかるもの

(通知カード・個人番号カードなど)

- ◆療育手帳の判定が㉠・A
- ◆身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級

ご存じ
ですか？

児童扶養手当

児童扶養手当

【問い合わせ】こども家庭課☎内線1733



父母の離婚や父(母)の死亡などにより、父(母)と生計を共にしていない児童の母(父)、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)に対して手当を支給します。

新たに支給を希望する方

●支給対象となる児童

対象となるのは、父母または父か母と生計を同じくしていない等の児童です。支給要件の詳細はこども家庭課までお問い合わせください。

※「児童」…18歳に達してから最初の3月31日まで(18歳年度末)、また障がいの程度によって20歳未満まで。

※受給者、児童ともに国籍は問いません。

●手当の額

◆全部支給の場合

対象児童	月額
1人	42,910円
2人	53,050円
3人	59,130円
4人目以降	6,080円ずつ加算

◆一部支給の場合

対象児童	月額
1人	42,900円~10,120円
2人目の加算額	10,130円~5,070円
3人目以降の加算額(1人につき)	6,070円~3,040円

※全国消費者物価指数の実績値により、手当額は変更となります。

【支払回数の変更について】令和元年11月から

年3回(4・8・12月) → 年6回(1・3・5・7・9・11月)に変更

●所得制限

受給資格者、その配偶者または同居(世帯分離している世帯を含む)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年の所得が一定額以上であるときは、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

すでに受給されている方

●現況届の提出

認定を受けた方は年に一度、現況届をご提出いただきます。対象の方には、現況届をこども家庭課から郵送します。必要な添付書類については、同封した「児童扶養手当現況届のご案内」を確認し、期限内に忘れずに提出してください。

◆この届を出さないと11月以降の手当が受けられなくなります。

◆2年間この届を出さないと手当を受ける資格がなくなります。

令和元年度 現況届 受付日時

8月5日(月)	午前8時30分~ 午後5時15分
8月6日(火)	
8月7日(水)	
8月8日(木)	午前8時30分~午後7時
8月9日(金)	
8月10日(土)	午前8時30分~ 午後5時15分

【受付場所】こども家庭課窓口

※8月10日(土)のみ医療年金課窓口

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金のお知らせ

未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます。詳細につきましては、現況届に同封の案内をご確認のうえ、期間内にご申請ください。

支給対象者(次のすべての要件を満たす方)

- 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- 基準日(令和元年10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
- 基準日(令和元年10月31日)において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方
- 支給額：17,500円 ●申請先：こども家庭課
- 申請期間：8月1日(木)~12月2日(月)